

平成29年第3回（5月）臨時会

西伊豆町議会会議録

平成29年5月11日 開会

平成29年5月11日 閉会

西伊豆町議会

平成29年第3回(5月)西伊豆町臨時会会議録目次

招集告示.....	1
応招議員.....	2
第 1 号 (4月28日)	
議事日程.....	3
本日の会議に付した事件.....	3
出席議員.....	3
欠席議員.....	3
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名.....	4
職務のため出席した者.....	4
開会宣告.....	5
開議宣告.....	5
議事日程説明.....	5
会議録署名議員の指名.....	5
会期の決定.....	6
議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	6
議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	11
閉会宣告.....	21
署名議員.....	22

西伊豆町告示第49号

平成29年第3回西伊豆町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成29年5月8日

西伊豆町長 星 野 淨 晋

記

1 期 日 平成29年5月11日

2 場 所 西伊豆町役場 議場

3 付議事件

(1) 西伊豆町課等設置条例等の一部を改正する条例案について

(2) 平成29年度 西伊豆町一般会計補正予算(第1号)

応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（11名）

1番	堤	豊	君	2番	山	本	洋	志	君		
3番	山	本	智	之	君	4番	芹	澤	孝	君	
5番	高	橋	敬	治	君	6番	加	藤	勇	君	
7番	山	田	厚	司	君	8番	西	島	繁	樹	君
9番	堤	和	夫	君	10番	山	本	榮	君		
11番	増	山	勇	君							

不応招議員（なし）

平成29年第2回(5月)西伊豆町議会臨時会

議事日程(第1号)

平成29年5月11日(木)午前9時30分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第23号 平成28年度 西伊豆町課等設置条例等の一部を改正する条例案
について

日程第 4 議案第24号 平成28年度 西伊豆町一般会計補正予算(第1号)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(11名)

1番	堤	豊	君	2番	山本	洋志	君
3番	山本	智之	君	4番	芹澤	孝	君
5番	高橋	敬治	君	6番	加藤	勇	君
7番	山田	厚司	君	8番	西島	繁樹	君
9番	堤	和夫	君	10番	山本	榮	君
11番	増山	勇	君				

欠席議員(なし)

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	星野 淨 晋 君	副町長	椿 隆 史 君
教育長	清野 裕 章 君	総務課長	佐久間 明 成 君
企画課長	大谷 きよみ 君	窓口税務課長	真野 隆 弘 君
健康福祉課長	白石 洋 巳 君	産業建設課長	村松 圭 吾 君
防災環境課長	山本 法 正 君	観光商工課長	松本 正 人 君
会計課長	森 健 君	企業課長	鈴木 昇 生 君
教育委員会 教育事務局長	高木 光 一 君	企画課情報管理係長	石田 智 直 君

職務のため出席した者

議会事務局長	藤井 貞 代	書記	山本 直 輝
--------	--------	----	--------

平成29年第3回(5月)臨時町議会

(第1日 5月11日)

午前9時30分

開会宣告

議長（高橋敬治君） 皆さん、おはようございます。

ただいま出席している議員は11名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成29年第3回西伊豆町議会臨時会を開会します。

開議宣告

議長（高橋敬治君） ただちに本日の会議を開きます。

申し上げます。

本会期中、暑いようでしたら、上着をはずして結構です。

質問、答弁は的確に分かりやすく、要領よくおこなってください。

また、発言される方は、マイクを近づけて発言されるようお願いするとともに、固有名詞などには十分注意して発言してください。

議事日程説明

議長（高橋敬治君） 本日の議事日程及び本臨時会に地方自治法第121条の規定によって出席を求めました者の名簿は、お手元に配布のとおりであります。

会議録署名議員の指名

議長（高橋敬治君） 日程第1、会議録、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、

7番 山田厚司君

8番 西島繁樹君 を指名します。

会期の決定

議長（高橋敬治君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（高橋敬治君） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日限りと決定いたしました。

議案23号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（高橋敬治君） 日程第3、議案第23号 西伊豆町課等設置条例等の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 星野浄晋君登壇〕

町長（星野浄晋君） 議案第23号 西伊豆町課等設置条例等の一部を改正する条例案について。

西伊豆町課等設置条例等の一部を別紙のとおり改正する。

平成29年5月11日提出。

西伊豆町長 星野浄晋。

詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

議長（高橋敬治君） 総務課長。

総務課長（佐久間明成君） それでは議案第23号の説明をさせていただきます。

議案書1枚をめぐっていただくと、西伊豆町課等設置条例等の一部を改正する条例の本文が、1ページと、2ページになっております。

2ページをめぐっていただいて、新旧対照表で説明を申し上げたいと思います。

第1条 西伊豆町課等設置条例（平成17年西伊豆町条例第6号）新旧対照表でございます。

現行の企画課、防災環境課、観光商工課につきまして、企画課、観光商工課を合わせ、改正後の方ですが、まちづくり課、また防災環境課を防災課、環境課それぞれに分けて設置をしたいというところでございます。

本議案は住民にわかりやすく、親しみやすい課の編成を行うことにより、住民サービスの向上に努めてまいりたいと考えておるものでございます。

新旧対照表の1ページ、第2条以降、関係する条例の課名を変更するものとして、資料を添付させていただきます。

以上、簡単ですが説明とさせていただきます。

議長（高橋敬治君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

8番、西島繁樹君。

8番（西島繁樹君） まちづくり課というのつくるわけですけど、もう少し具体的に、どうよ
うな、観光商工の仕事と企画の仕事って言えばそれまでですけど、もう少し具体的にどうい
う目的と言うか、方針の基にやるかわかっていたら教えて下さい。

議長（高橋敬治君） 町長。

町長（星野浄晋君） はい。西島議員も長年議員をやられておりますので、企画課がどのような
業務、そして観光商工課がどのような業務をされていたかはご存知だと思いますけれども、私が
みた限りでは、企画課はあの広報であったり、そういったものが重点で、本当にこの町を運営す
る企画であったり、何かイベントを企画するというような業務には、今まであまり携わっていな
かったのではないのかなというように、客観的にみております。

そうした中で、やはりこの西伊豆町の基幹産業は観光でございますし、また商業も含めてい
るな面で、これから2020年にオリンピックもございますし、2019年にはディステーション
ンキャンペーンというのが、JRさんのほうで実施をしていただけたということにもお聞きして
おります。そういった面で、その観光、そしてこの西伊豆町をアピールするためにも、町を一生
懸命つくるといふ機運を高めながら、実際に企画を行うという面で、一緒にいたしまして、まち
づくりをするという課にしたいという事でこういったものにさせていただきました。

議長（高橋敬治君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

7番、山田厚司君。

7番（山田厚司君） 7番。今町長の方からいろいろと答弁があったのですけれども、2020年のオリンピックを見据えてとか、そういったことから言いますと、世界ジオパークの認定、そういったものも含めてですね、これから先ですね、新たに所管する事務、まちづくり課で、所管していくような事務、例えばですね、景観に対してですね、こういったもの、気をつけていくとか、何をしていく、そういったものも、これから発生してくると思いますけれども、そういったものを含めてまちづくり課で対応していくというように考えてよろしいでしょうか。

議長（高橋敬治君） 町長。

町長（星野浄晋君） 景観につきましては、所管が産業建設課になっておりまして、県の方も知事室の関係のところから司令が出て来ておるようですけれども、近隣では、土木事務所さんの方が管轄になっておりまして、少し県のほうは温度差が違いますので、対応は見極めなければいけないとは思っておりますけれども、まちづくり課の方では、今のところその景観に関しては、触れないというか、所管が産業建設課になりますので、そちらで対応していきたいというように思っております。

ジオパークのことに关しましては、昨日、一昨日もいろいろなかたがお越しになりまして、美伊豆の関係等ございましたけれども、そういうものも含めてこのまちづくり課で対応させていただきたいというように思っております。

議長（高橋敬治君） いいですか。ほかにございませんか。

4番、芹澤孝君。

4番（芹澤 孝君） この条例改正ですけど、どういう課程を経てですね、この条例改正に至ったのか。それをお聞かせ願えます。

議長（高橋敬治君） 町長。

町長（星野浄晋君） まず、副町長、教育長就任されてから、総務課長も含めまして、4名で検討させていただき、課長会議に諮ってこのようなかたちで決定をしております。

議長（高橋敬治君） いいですか。

ほかにございせんか。

3番、山本智之君。

3番（山本智之君） 今回の改正が、とおればということなのですが、とおったにしても、多少の混乱はあると思うのですが、そのへんの混乱は最小限にするっていうことだろうとは思いますが、あと1点だけ、防災環境課のほうを防災課と環境課に分けた、より専門的な管理をしていくというような主旨があるのか、そのへんお聞きしたいです。

議長（高橋敬治君） 町長。

町長（星野浄晋君） はい。今防災環境課の職員をみておりますと、防災に関係する職員は課長、係長、そして職員が1人、防災に関しては3名で行っております。

本当にこれで西伊豆町の防災がまかなえるのかという心配もありますので、この議案がとりましたら、防災課として3名ではなく、1名追加の4名という人事異動もしたいとは思っております。そういった面で、防災に特化して仕事をしていただきたい、そして環境につきましても、いろいろ斎場の件等ございますので、議論をするためには、そういったものに特化して行った方があの明確に、スムーズにいくのではないかというような、気持ちからこの課に関しては2つに分けたということでございます。

議長（高橋敬治君） 3番、山本智之君。

3番（山本智之君） この4月に、3月の定例会で、今、新しいっていうことで、前町長から今の課が決まったわけですね。あえてこの時期にこのようなかたちを提案なされた理由を1点お聞きしたい。

議長（高橋敬治君） 町長。

町長（星野浄晋君） はい。このまま1年間行くよりは、最短で、今行いますと、5月中には課の再編ができます。そうしますと、残り10ヶ月少しがこの課の中で行えるということで、引き継ぎもまだ2ヶ月も経っていませんので、引き継ぎも最小で済むということで、このタイミングでさせていただくことを決めました。

議長（高橋敬治君） ほかにございせんか。

1番、堤豊君。

1番（堤 豊君） 1番、堤豊です。町長が先ほど説明にありました、観光商工というのは、こ

の西伊豆町の基幹産業である、1番重要なポイントであると、これからの町の姿勢として非常に大事なことであるということで、ご説明がありました。そのためには、逆にその観光商工というのは、1番私自身が慣れ親しんだ課なので、町長のおっしゃるまちづくり課という、そういうのに集約したということも理解できますけれど、あえて観光商工という重要な課をまちづくり課という、町民に分かりづらい名前にするのはいかがなものかと思いますが、そのへんの町長のお考えをお願いします。

議長（高橋敬治君） 町長。

町長（星野浄晋君） 町民から分かりづらいと言われればそのとおりかも知れません。ただ、先程らい、お話が出てますように、美伊豆であったり、ジオパークというものは、全て窓口が企画課になりますので、そういった面を、やはり商工、そして観光の面で売って行くということになれば、私は1つにするほうがスムーズではないのかなというように思っております。

議長（高橋敬治君） ほかにございませんか。

11番、増山勇君。

11番（増山 勇君） 1点、これを条例が可決された後かも知りませんが、役場の要するに、庶務規則というもの。これは、町長考えられて、検討に入っておられるのですか、その点はどのように考えておられますか。

議長（高橋敬治君） 町長。

町長（星野浄晋君） はい。まだこれがとあってませんので、不確かなことは言えませんが、それも、それは検討はしております。

議長（高橋敬治君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」という人あり〕

議長（高橋敬治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

4番、芹澤孝君。

4番（芹澤 孝君） この条例に対して、前町長が、ある程度改正してやったわけですが、

この町長、新町長になって、新しい意欲をもってやるってことは、結構なんですけれど、全然この結果を検証されないで、このつくるってことはいかがなものか。そういうことを考えますと、拙速でないかと思って考えますので、私は反対いたします。

議長（高橋敬治君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

6番、加藤勇君。

6番（加藤 勇君） 私は原案に賛成をいたします。ただ今の質問の中に対しての、町長の答弁でもありましたが、防災に特化した職員を増やすというようなこと、また、町の懸案であります葬祭についても、1つの課の中で十分に検討しろというような方向を出すという事は、時期がまったく合っていると私は考えて、この条例に賛成をいたします。

議長（高橋敬治君） 次に原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

議長（高橋敬治君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案を採決します。

議案第23号 西伊豆町課等設置条例等の一部を改正する条例案について原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（高橋敬治君） 挙手多数。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

議案24号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（高橋敬治君）

日程第4、議案第24号 平成29年度西伊豆町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 星野浄晋君登壇〕

町長（星野浄晋君） 議案第 24 号 平成 29 年度西伊豆町一般会計補正予算（第 1 号）

1 ページめくってください。平成 29 年度西伊豆町一般会計補正予算（第 1 号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4,000 万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 55 億 6,000 万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分、及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 29 年 5 月 11 日提出。

西伊豆町長 星野浄晋。

詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。

議長（高橋敬治君） 総務課長。

総務課長（佐久間明成君） それでは議案 24 号の説明をさせていただきます。本補正案は、旧洋ランセンター跡地の活用を検討する上で、既設コンクリート構造物等の健全性を確認するための調査費と、近年急増しているインターネット回線等を悪用した、ウィルスの送りつけ被害の対応するため、県主体の行政専用のサーバーシステムを県内全市町村が共同利用するための、システム改修に伴う費用を補正するものが主なものです。

資料の 2 ページをお願いいたします。

第 1 表 歳入歳出予算補正、歳入です。

補正額、計の順で読みあげます。

13 款国庫支出金、2 項国庫補助金ともに 30 万 1 千円。補正額は、30 万 1 千円です。国庫支出金の計は 2 億 9,251 万 4 千円。

2 項国庫補助金、計の欄ですが、1 億 1,296 万 2 千円。17 款、歳入、繰入金、1 項繰入金ともに 3,969 万 9 千円。7 億 7,382 万 8 千円。歳入合計です。4 千万、55 億 6 千万。

歳出になります。2 款総務費 4 千万、7 億 6,498 万 7 千円。1 項総務管理費 4 千万、5 億 8,649 万 9 千円。合計です。4 千万、55 億 6 千万。

それでは3ページをお願いいたします。歳入歳出補正予算事項別明細書です。こちらは第1表と同じ内容なので、省略いたします。3ページの中の歳出、補正予算の財源内訳というところをご確認いただきたいと思います。

国庫支出金が30万1千円。一般財源が3,969万9千円となっております。

4ページをお願いいたします。2歳入、13款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、補正額30万1千円。計163万5千円。こちらは社会保障税番号制度システム整備補助金となっております。合計欄です。30万1千円。1億1,296万2千円。

17款繰入金、1項繰入金、1目財政調整基金繰入金、補正額3,969万9千円。合計1億3,289万9千円。こちらは財政調整基金繰入金となっております。合計欄です。3,969万9千円。計の欄7億7,382万8千円。

3、歳出です。2款総務費、1項総務管理費、4目財産管理費、補正額3,384万6千円。合計額1億303万3千円。こちらの節として、13節委託料でございます。旧洋ランセンター跡地調査業務でございます。

4目情報管理費、補正額615万4千円、計の欄です。8,244万7千円。こちらの節も13節委託料となっております。番号制度に伴う基幹システム整備業務、またセキュリティクラウド関連ネットワーク構成変更業務でございます。合計額、補正額4千万。計の欄で5億8,649万9千円となっております。以上簡単ですが説明とさせていただきます。

議長（高橋敬治君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑は全般にわたり、ページを指して質疑してください。

質疑ありませんか。

8番、西島繁樹君。

8番（西島繁樹君） すいません。2款1項4目財産管理費の件ですけれども、旧洋ランセンター跡地の調査業務ですけれども、これ要するに、基本的には最終的には学校統合の問題だと思いますけれども、そういうロードマップみたいなのは、もう既に作ってあるというか、考えておられるのですか。

議長（高橋敬治君） 町長。

町長(星野浄晋君) 内々には教育長また教育委員会事務局と相談をしながら作ってございます。ただまだ、このボーリング調査が終わってみたいことには、そこに建ることが出来るかと言う問題もありますので、軽々にそこまでの話は出来ませんけれども、一応はこの結果をみて、判断をしたい、そのための準備段階として、この調査をさせていただきたいというものでございます。

議長(高橋敬治君) ほかにございませんか。

3番、山本智之君。

3番(山本智之君) 同じく洋ランセンターの跡地調査業務の内容なのですが、このへんについてのご説明をいただきたいのと、ボーリングだけなのか、平面測量までするのか、そのへんまで設計の段階までいけるだけの測量をする費用がこの中に含まれているのか、そのへんのご説明をお願いします。

議長(高橋敬治君) 総務課長。

総務課長(佐久間明成君) 調査の内容ということでございますが、旧洋ランセンターそのものにつきましては、昭和30年代の後半から、昭和40年代初期に民間の農地組合法人が用地造成を行っております。

昭和43年11月に観光農園として開業したということですが、用地造成からほぼ50年を経過しております。今後の土地利用活用に対して、構造物の健全性をまず確認する必要があると判断されております。調査はコンクリート構造物そのものへのボーリング調査と、その背後地の盛り土及び支持地盤の確認をおこなうためのボーリングを計画しております。

1箇所当たり2本というかたちになります。構造物に対するボーリングとその背後地に確認をするというボーリングで1箇所あたり、2本、深さとしては20メートルと考えております。全体としては、国道からの侵入口左右に既にもう、コンクリート構造物と盛り土構造物があります。また中段位置から国道に面した農用地のところへ下りこむための斜路がございますが、下りこみのところにやはり、コンクリート構造物と盛り土がございます。

また、国道に面した面、こちらの方にもコンクリート構造物と盛り土構造物というかたちになっております。また、農用地自体が上下2段に分かれておりますが、その中段にやはりコンクリート構造物で土留めをしております。

また、旧展示室側のほう山の斜面ですが、コンクリート吹付等をおこなっております。そち

らのほうの健全性も確認したいということで、トータル7箇所×2本ということです。14箇所もボーリング調査を行うという計画でございます。

今回の調査はあくまでも、用地の健全性の確認ということでございまして、平面測量や建物の建築に伴う安全性の確認を行うものではございません。

以上です。

議長（高橋敬治君） 3番、山本智之君。

3番（山本智之君） よく分かりました。僕はですね、その確認が出来るのであれば、平面のしっかりした測量も入れていただきたいなどは常々思っていたのですが、今あるその平面の図面ですと、まあ、あまりよく敷地の使える面積というのがよく分からないものですから、実際もうここで測量するのであれば、どういう結果が出るにしても、平面的なそのエリアといいますが、そういうものは、しっかりやはり行政のほうで把握しておかなければいけないのではないかとと思うのですがいかがですか。

議長（高橋敬治君） 総務課長。

総務課長（佐久間明成君） 現時点では、この有効活用ということを念頭においておりました、それぞれの構造物の安全性等が確認できた場合に、詳細を、測量をかけたいと考えておりますので、現時点ではそういった平面測量等についての検討は、これからと結果が出てからというように考えております。

議長（高橋敬治君） 3番、山本智之君。

3番（山本智之君） よく分かりました。結果が出てからあのやっていただきたいと思います。その結果が出るのは、いつ頃が目安なのでしょう。

議長（高橋敬治君） 総務課長。

総務課長（佐久間明成君） 構造物の内容にもよりますが、6箇月から8箇月を必要と考えております。

議長（高橋敬治君） 他にございませんか。9番、堤和夫君。

9番（堤和夫君） この高台移転に関しまして、町長選挙のビラでは、幼保認定こども園の統合高台移転というようなことで、選挙ビラには書いてありました。

4月4日、14日付けの伊豆新聞の町長選立候補者アンケートの中には、旧洋ランセンターの

跡地は、町内の小学校、幼保、認定こども園を統合し、高台移転場所として活用すると、このように述べております。

私、これは非常に重要なことだと思います。なぜならば、幼保だけならばこれは保育行政で小学校がこれに統合されますと教育行政が、こう関わってくるわけです、これを、両方を混ぜ合わせてにしているのかというようなことがあります。

ですから、町長のお考えとしては、最終的にはここをどうしようにするのか、それからこの、ボーリング調査で、用地の建てる前のこれが、適切かどうかというような今の総務課長の答弁でしたけど、全協の時にはボーリング調査を、5・6箇所ってというようなことで、今回は7箇所×2本で14箇所、そうしますと、基本、町長のお考えでは、もうここに幼稚園、小学校を統合して持っていく、持って行って、園舎と校舎をつくる、そのための、ボーリング調査、そういうようなものを、こう考えているのか、それは、その保育行政と、教育行政、要するに全然違うものだと考えておりますので、そのへんを、町長のお考えをお聞かせください。

議長（高橋敬治君） 町長。

町長（星野浄晋君） はい、保育行政と教育行政、違うのは分かっております。ただ全国的には同一敷地内で行っているところもありますので、その件に関しては全く問題がないものと思っております。ただ、この件に関しましては、先程らい説明申し上げておるように、このボーリング調査の結果、これを見なければ前に進めないということでございますので、軽々にその移転の話を持ち出されても困るということでございます。

そして5箇所から、7箇所×2に増えているがという事なのですけれども、説明の時には確かに全協で、そういった説明はさせていただきましたけれども、以前、堂ヶ島の公園を整備した時にも、調査が甘くて、追加補正を多分お願いされていた時があると思います。その時に腐食があったりそういったものは、当然事前に調査をしてわかっているだろうということで、議会の方でも議論をされておったというように思いますので、なるべくであれば、慎重にこの調査をさせていただきたいということで計7箇所、そして1本だけでは不安もありますので1箇所につき2本ということで予算をとらせていただいております。

議長（高橋敬治君） 9番、堤和夫君。

9番（堤 和夫君） それでは、今の段階では町長は、この高台移転は小学校までというような

そういうようなお気持ちは無いという事ですか。

議長（高橋敬治君） 町長。

町長（星野浄晋君） あの高台移転に関して気持ちはないとは一言も言っておりません。ただ、この場所かということに関しては、軽々には申し上げられないとそういう事でございます。

議長（高橋敬治君） 9番、堤和夫君。

9番（堤 和夫君） ですから、その教育行政と保育行政、もうあそこに一緒に建てるとこになるともう、8時から5時あそこにもう、園児が隔離されてしまうわけですよ。小学生もまあ一緒にあそこに行くとなると、やはり園児の声とか、チャイムとか、そのもう教育の自体が全然違うと思うのですよね。ですからそのへんをもう、考えて、あのやらないと、このポーリングが無駄になってしまうのではないのですか。

そのへんと、それでこの教育、簡単に考えておられるみたいですがけれども、保育行政と教育行政は全然違うと思うのですよ。だからそのへんの認識は、教育長はどのように思っているのか、そのへんをお伺いします。

議長（高橋敬治君） 町長。

町長（星野浄晋君） 決して簡単には考えておりません。まあ詳細につきましては後ほど教育長より答弁をしていただきますけれども、逆に反問権でお聞きをしたいと思っておりますけれども、あそこに隔離するとは私は思っておりません。逆に津波避難というか、津波からあの逃れて、しかも安全な場所がもしあるのであれば、今後一般質問でも構いませんのでご提案をいただきたいと思っております。

〔発言する人あり〕

議長（高橋敬治君） 反問権はありません。

〔発言する人あり〕

議長（高橋敬治君） 一般質問以外反問権はありませんので、今後注意してください。

〔発言する人あり〕

議長（高橋敬治君） 教育長。

教育長（清野裕章君） 幼保、こども園と小学校、確かに教育としては、内容は違いますけれども、今、教育の問題として、埋めたい事としては、その連続性を活かしたいということが、大き

な課題となっておりますので、同じ敷地内へと幼保、こども園、小学校がつくられるということについては、全くその課題に対応したことはないかというように考えております。

議長（高橋敬治君） ほかにございませんか。4番、芹澤孝君。

4番（芹澤 孝君） はい、7箇所、1箇所2本ずつってことですけど、その7箇所というのはどのように、7箇所分けるんですか。その。

議長（高橋敬治君） 総務課長。

総務課長（佐久間明成君） 先ほど、箇所について説明申し上げましたが、繰り返して説明させていただきます。現在の用地につきましては、国道からの侵入口に対しまして、緩やかなスロープで上り勾配になっておりますが、その斜路に対して左右とも盛り土用のコンクリート構造物がございまして、ここで2箇所です。

それから中段位置から低い農用地へ下りこむための斜路がございまして、こちらの山側に土砂をため、止めるためのコンクリート構造物がございまして、これで3箇所目です。

それから低い農用地のところの、国道に面した盛り土部分、こちらのほうを入れて4箇所になります。

農用地は、みなさんご承知のように、上段、下段と2箇所に分かれておまして、ほぼ中間位置に、土留め用のコンクリート構造物がございまして、これを入れて5箇所。

それから、旧展示室があったところの左右の山際にそれぞれモルタル吹付等を行っております。これで2箇所入ってきますので7箇所という考え方でございまして。

議長（高橋敬治君） いいですか。ほかにございませんか。7番山田厚司君。

7番（山田厚司君） すいません。ではまた同じところで申し訳ないですけども、今回のボーリングに関しては、今あのいろいろな答弁の中で、有効活用するためのボーリングであるというようなこと、それから、安全性の確認を行うため、それから、全てこれ一般財源で行う費用はですねそういうようなこと、それからロードマップについては内々は考えているよというようなこと、そういったことを踏まえていきますと、このボーリングにかかる費用についてなのですけども、私は、ある程度は、これ3千何百万っていう今回に関して、金額かかっておりますけれども、総事業費っていうのが、どれくらいのものと考えているかはちょっとよく分かりませんが、それに対してですね、ボーリングの費用ですね、ある程度このへんぐらいまでは、許容範囲です

けれども、それを超えるとなると少し考えなければならないというような、線、そういった線も、持っていかなければ、少しならないのかなというように思うのですが、それとあとは、この文教施設等々のものを考えますと、国県からの補助等々ですね、これがどれくらいあるものなのか、そのへんのところはどのように考えているのか、そのへんのところだけ少し、もし何かありましたらよろしくをお願いします。

議長（高橋敬治君） 町長。

町長（星野浄晋君） まだ、全ての試算はしておりません。というか、敷地が確定していないのに試算をするわけにはいきませんので、まずその前段階として、この土地が使えるのか使えないのかを先に判断をさせていただきたいということで、今この議案を提出させていただいております。もしここが駄目だった場合は、他も考えなければなりませんので、そうした場合は、やはりその敷地、建物とグラウンド、それに付属するものの、面積が当然必要になりますので、まずは敷地が安全かどうかを確認しないと、その計算にはいかないのです、まあなんとも言えないということでございます。

仮にその建物を建てる補助金等に関しましては、当然でございますので、それは教育委員会のほうから説明を申し上げます。

議長（高橋敬治君） 教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（高木光一君） 建物の補助金につきましては、基準額の、過疎地域でありますので、5.5/10が補助基準になります。

議長（高橋敬治君） 他にございませんか。10番山本榮君。

10番（山本 榮君） それでは、11目の情報管理費について少し伺います。

先ほど課長から説明が一とおりあったわけですが、もう少し詳しい説明を伺いたいのと、それから現状の、今の状況で何か不備が生じているのか、県下ですね、どのような不備が生じて改めてこのセキュリティに対する変更するのか、そのへんの状況を伺いたいのと、それからもう1点、この予算、580万というのは、全てが一般財源ですけども、補助金等のものは後ほど得られるのか、伺います。

議長（高橋敬治君） 町長。

町長（星野浄晋君） はい、今回説明要員に係長を同席させていただいておりますので、その係

長が大変詳しいので、そちらから説明をさせます。

議長（高橋敬治君） 企画課情報管理係長。

情報管理係長（石田智直君） それでは電算関係の予算についてご説明いたします。

まず番号制度に伴う基幹系システム整備業務についてですが、こちらは、番号制度に伴いまして、平成 29 年 7 月から番号制度の情報連携が始まります。それに伴いますシステムの変更になります。

セキュリティクラウド関連ネットワーク構成変更業務につきましては、こちらは、まず、セキュリティクラウドってというのがございまして、こちらが国の情報セキュリティ強化対策事業の一環としまして、都道府県ごとにインターネットの接続口、まあ出入り口ですね、それを集約化しまして、監視機能の強化、メールの無害化など、平成 28 年度におきまして静岡県がシステム構築をしました。それで、平成 29 年の 7 月から、県及び県内全市町が、共同利用を行います。この自治体セキュリティクラウドへの参加に伴いましての、ネットワークの変更する必要がありまして、その費用になります。

補助金につきましては、こちらのセキュリティクラウド関連ネットワーク変更業務につきましては、町のネットワークを、自前のネットワークを変更する業務になりまして、こちらにつきましては、あの各市町で、構成等もばらばらということで、補助金等は特にはないです。

はい、被害とか、特にあの町のほうは、特に受けてはいませんが、1 番あのこのネットワークとかセキュリティに問題あった、影響したのが、3 年前ですかね、年金機構の情報漏えいが基にですね、ネットワークのセキュリティ強化が懸念されまして、こういった事業が国の方です、実施しなさいというのが来ております。

議長（高橋敬治君） ほかにございませんか。

〔発言する人なし〕

議長（高橋敬治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

議長（高橋敬治君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」という人あり〕

議長（高橋敬治君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案を採決します。

議案第 24 号 平成 29 年度西伊豆町一般会計補正予算（第 1 号）、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（高橋敬治君） 挙手多数です。

よって、議案第 24 号は原案のとおり可決されました。

閉会宣告

議長（高橋敬治君） 以上で、本日の日程は全部終了し、本臨時会に付議された案件の審議は、全て終了しました。

これにて、平成 29 年第 3 回西伊豆町議会臨時会を閉会します。

皆さん、ご苦労さまでした。

閉会 午前 10 時 16 分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員